

平成25年4月1日施行

改正 犯罪収益移転防止法

マネー・ローンダリング、
テロ資金供与防止のため、

取引時の確認に
ご協力ください



1 取引時の確認事項が増えます!

取引時の確認事項に、本人特定事項[氏名、住所、生年月日(個人) / 名称、所在地(法人)]のほか、**取引を行う目的、職業(個人)、事業内容(法人)、実質的支配者(法人)**が追加されます。

2 特定事業者が新たに追加されます!

●取引時確認が必要な事業者 **金融機関等** ファイナンスリース事業者 クレジットカード事業者 宅地建物取引業者 宝石・貴金属等取扱事業者
郵便物受取サービス業者 電話受付代行業者 **新規事業者** 電話転送サービス事業者 司法書士 行政書士 公認会計士 税理士 弁護士

3 ハイリスク取引時の確認に注意が必要です!

マネー・ローンダリングのリスクの高い取引(ハイリスク取引)を行う際に、**厳格な確認が必要**です。また、**当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産及び収入の状況の確認も必要**です(司法書士等士業者を除く)。

●ハイリスク取引とは?

なりすましが疑われる取引等、マネー・ローンダリングのリスクが高い一定の取引として、以下に該当する取引を言います。

★過去の契約の際に確認した顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引。

★過去の契約時の確認の際に確認事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引。

★イラン・北朝鮮に居住、所在する者との取引。